

議案第142号

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公園条例（抄）

（使用料の減免）

第15条 市長は、次に掲げる使用料を免除することができる。

(1)－(2) 省 略

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第7条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する
第11項

施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、当該施設の職員に引率されて団体で
有料公園、動物園又は庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の使用料

(4)－(7) 省 略

2－3 省 略